

諮問第7号

古賀都市計画汚物処理場の変更
(古賀市決定)

古賀都市計画汚物処理場の変更（古賀市決定）

古賀都市計画汚物処理場を福岡広域都市計画汚物処理場に名称を改め、次のように変更する。

名 称	位 置	面積	備 考
古賀市海津木苑	古賀市鹿部字ウツキ	1 ha	処理能力 70k1/日

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

都市計画区域統合に伴い、都市計画汚物処理場の名称を変更するものです。

また、併せて、住居表示施行に伴い、位置の表示を変更するものです。

古賀都市計画汚物処理場の変更（古賀市決定）

新旧対照表

	名称	位置
新	古賀市海津木苑	古賀市鹿部字ウツキ
旧	古賀町海津木苑	粕屋郡古賀町大字鹿部字ウツキ


古賀市都市計画図

1:10,000

平成二十七年一月

変更概要
都市計画区域統合に伴い、都市計画汚物処理場の名称を変更する。
(変更前) 古賀都市計画汚物処理場
(変更後) 福岡広域都市計画汚物処理場

資料
諮問第7号関係



名称：古賀市海津木苑
面積：約1ha

第1種低層住居専用地域	準防火地域
第2種低層住居専用地域	地区計画等区域
第1種中高層住居専用地域	上段 容積率
第1種住居地域	下段 建ぺい率
第2種住居地域	上段 高さ制限 m
近隣商業地域	中段 壁面後退距離 m
商業地域	下段 最低敷地面積
準工業地域	高さ制限 建築物の高さの制限
工業地域	壁面後退距離 外壁の後退距離の制限
工業専用地域	最低敷地面積 建築物の敷地面積の最低限度
	準都市計画区域
	特定用途制限地域
	田園居住地区
	特定用途制限地域
	筑紫野古賀緑線地区

用途地域	第一種低層住居専用	第二種低層住居専用	第一種中高層住居専用	第一種住居	第二種住居	近隣商業	商業	準工業	工業	工業専用	準防火	地区計画	田園居住	特定用途制限	筑紫野古賀緑線
第一種低層住居専用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二種低層住居専用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第一種中高層住居専用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第一種住居	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二種住居	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
近隣商業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
商業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
準工業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工業専用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
準防火	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
地区計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
田園居住	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特定用途制限	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
筑紫野古賀緑線	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○